

建設省令第四十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条第一項(同法第十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条の二十三第五項(同法第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十二月四日
建設大臣 林 寛子

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十二号中「相互銀行」を削り、同様式記載要領1中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に、「日本輸出入銀行、日本開発銀行」を「国際協力銀行、日本政策投資銀行」に改める。

別表（二）中

「

電気工事士法 電気事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 "	3年
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年

」を

「

電気工事士法 電気事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 "	3年
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
水道法	65	水道装置工事主任技術者	1年

」に改める。

別表（四）中

「

電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種 "	3年
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年

」を

「

電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種 "	3年
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
水道法	265	水道装置工事主任技術者	1年

」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年一月四日から施行する。